

# 水道加入金・工事について

新規の給水管引き込み工事（道路部分）及びメーター以降の内側宅地内工事については、水道に申し込みされる方が「土浦市指定給水装置工事事業者」と契約していただき、これらに要する費用は、申込者の負担になります。

水道の給水装置の新設、改造、修繕、撤去等の工事の申し込み及び施工については、「土浦市指定給水装置工事事業者」がこれを代行します。

また、「土浦市指定給水装置工事事業者」以外が施工した工事については、給水契約を拒む場合がありますのでご注意ください。

## 加入金・手数料について

水道の給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る）をする場合に、水道加入金（消費税別途）及び各手数料を工事申し込みの際に徴収いたします。

| 《加入金》 |  | メーター口径 (mm) | 金額 (円)  | メーター口径 (mm)       | 金額 (円)    |
|-------|--|-------------|---------|-------------------|-----------|
|       |  | 13          | 40,000  | 50                | 600,000   |
|       |  | 20          | 80,000  | 75                | 1,500,000 |
|       |  | 25          | 140,000 | 100               | 2,670,000 |
|       |  | 30          | 210,000 | 150               | 6,000,000 |
|       |  | 40          | 380,000 | 200mm以上は市長が別に定める額 |           |

※ 上記加入金に消費税（10%）が加算されます。

| 《手数料》   |  | 金額 (円) |
|---------|--|--------|
| 設計審査手数料 |  | 1,300円 |
| 竣工検査手数料 |  | 600円   |

## 《給水栓数と給水管口径》

| 給水栓数   | メーター口径 (mm) | 摘要                |
|--------|-------------|-------------------|
| 1～5個   | 13          | 主に単身向け、ワンルーム等2人以下 |
| 6～10個  | 20          | 一般住宅向け、アパート等      |
| 11～15個 | 25          | 二世帯住宅等            |
| 16～30個 | 30          |                   |

※宅内の配管については既存管の使用もできますが、漏水等の減免に一部制限がかかります。

## 給水装置標準構造図

